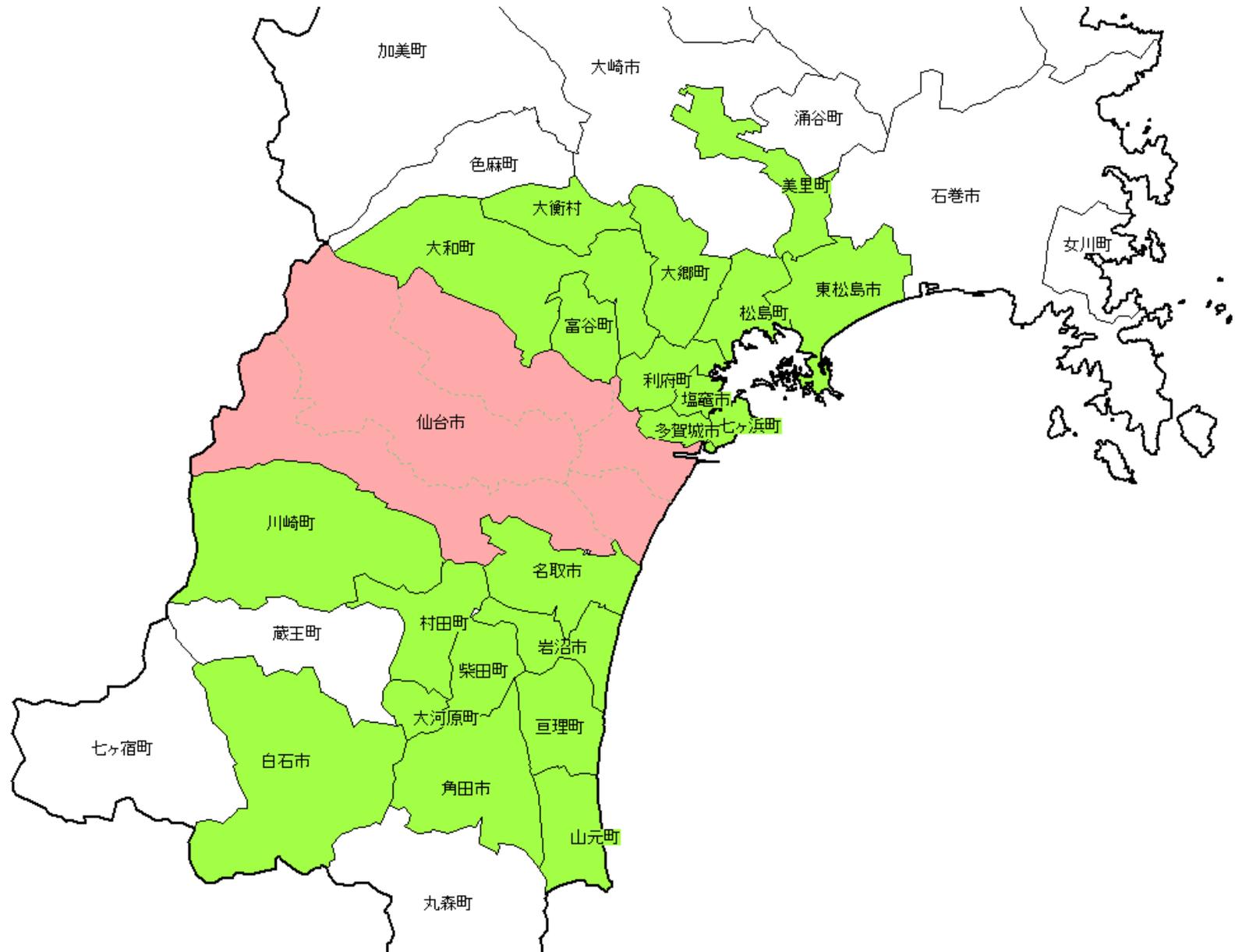
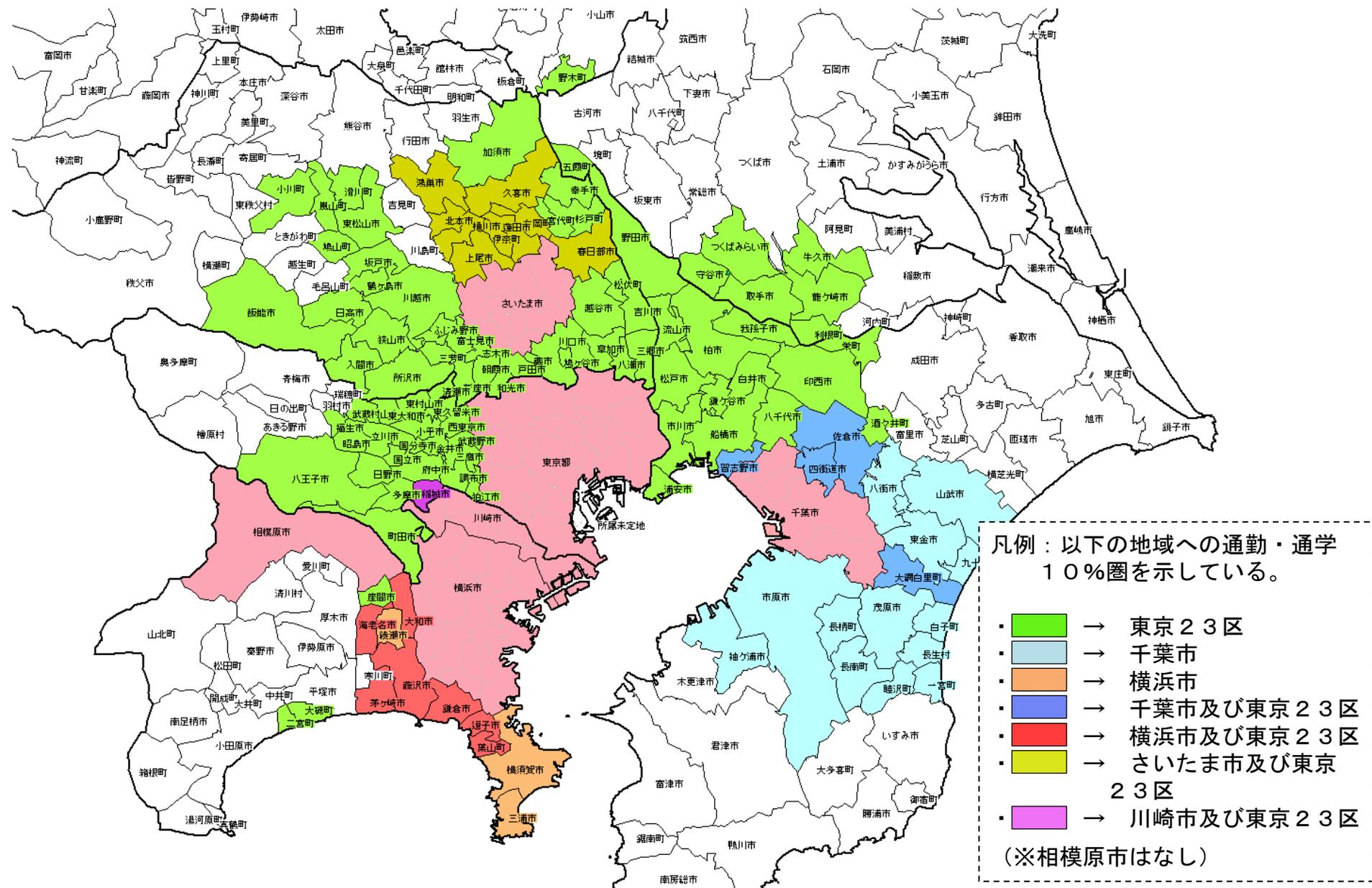


仙台市の通勤・通学10%圏



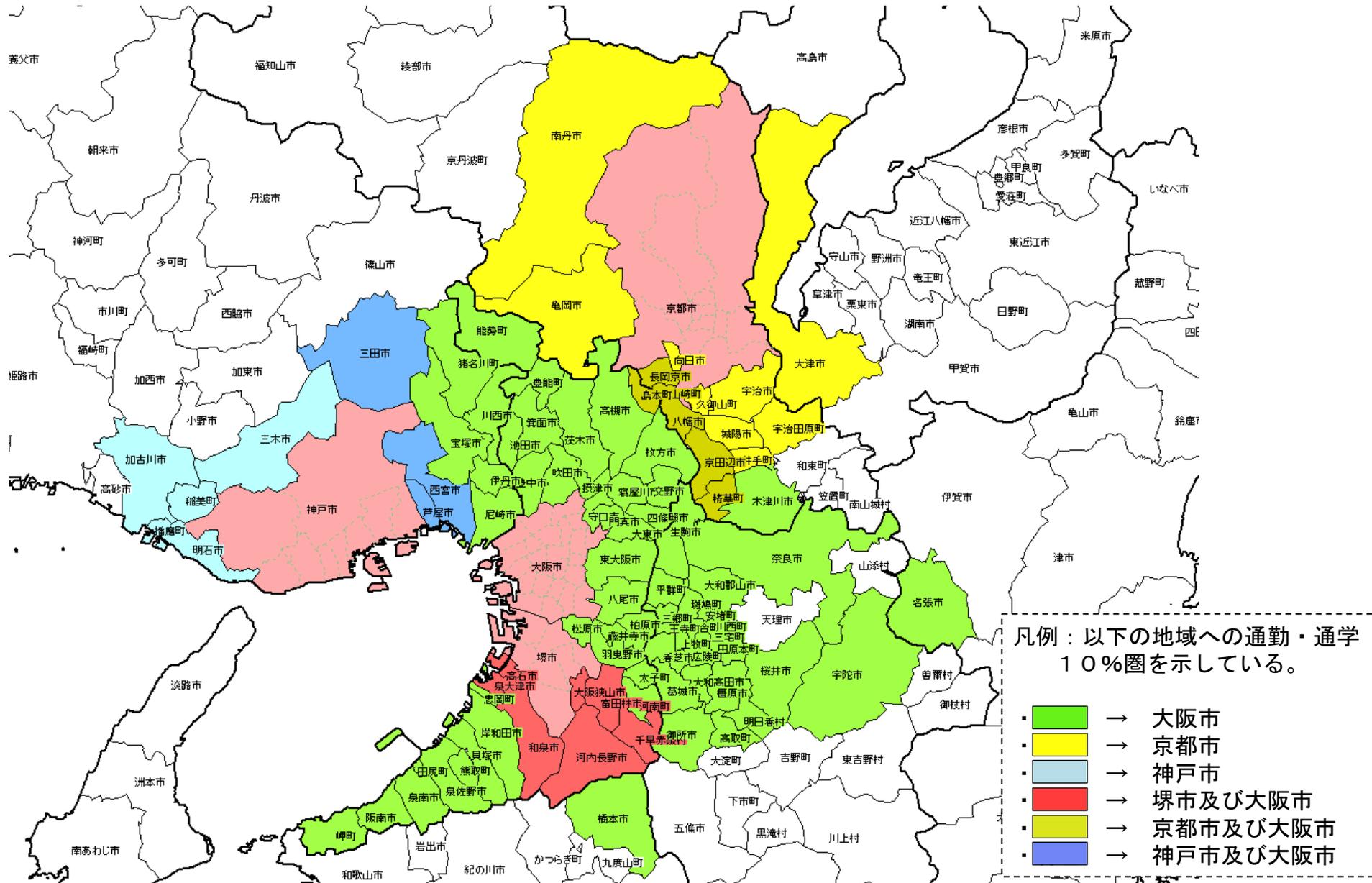
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

東京23区・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏



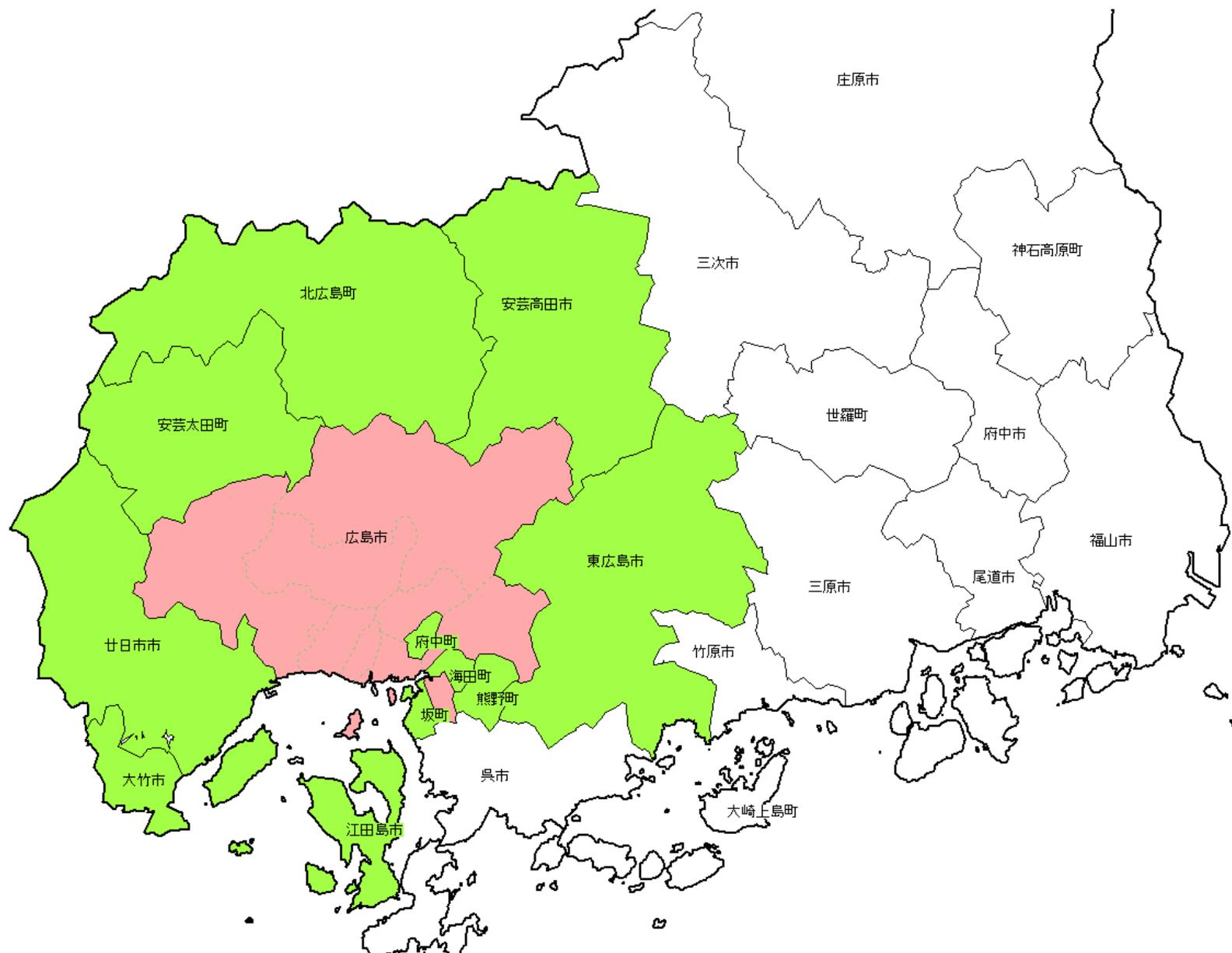
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

広島市の通勤・通学10%圏



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

東京都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	東京消防庁	都の機関	23区の消防事務。さらに、稲城市及び島嶼部を除く全市町村から事務の委託を受け、消防事務を処理	—
	災害時相互応援に関する協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
衛生	東京二十三区清掃一部事務組合	一部事務組合	ごみ処理施設の整備及び管理運営	東京23区
	臨海部広域斎場組合	一部事務組合	火葬場及びこれに併設する葬儀式場の設置及び管理運営	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
インフラ	東京都水道局	都の内部組織	武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村及び島嶼部を除く全市区町村の水道事業	—
	神奈川県内広域水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市
職員	彩の国さいたま人づくり広域連合	広域連合	県及び市町村の職員研修、市町村相互間の職員交流等	埼玉県、県内市町村
	特別区人事・厚生事務組合	一部事務組合	人事委員会に関する事務、非常勤職員の公務災害補償等	東京23区
分野横断・その他	千葉県市町村総合事務組合	一部事務組合	職員研修機関の設置及び運営、住民の予防接種事故救済措置、消防救急無線設備の整備及び管理等	県内全市町村、38一部事務組合、1広域連合
	九都県市首脳会議	任意の首長会議	環境問題、廃棄物問題、防災・危機管理対策等に係る検討	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

大阪都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	大阪市消防局	大阪市の機関	大阪市域の消防事務	—
	守口市門真市消防組合等	一部事務組合	大阪市周辺市は、必要に応じて、消防事務を広域で処理	各一部事務組合による
	災害相互応援等に関する実施協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
	淀川左岸水防事務組合等	一部事務組合	水災の警戒、防御等	京都市、大阪市、堺市等で河川ごと
インフラ	大阪広域水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給 工場等へ工業用水を供給	府内全市町村(大阪市を除く。)
	阪神水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
	大阪港広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法に基づく法人	廃棄物最終処分場の建設、改良等、 廃棄物による海面埋立て、 廃棄物埋立護岸の建設、改良等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、京都市、 大阪市、神戸市他165市町村
	巨椋池排水機場管理協議会	協議会	排水機場の運転、管理等	京都市、宇治市、久御山町
分野横断・その他	関西広域連合	広域連合	広域防災、広域観光・文化振興、 広域産業振興、広域医療、広域環境 保全、資格試験・免許、職員交流等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、徳島県、 大阪市、堺市
	関西4都市市長会議	任意の首長会議	共同観光誘客、温暖化対策、シン ポジウム等についての検討	京都市、大阪市、堺市、神戸市
	関西国際空港全体構想促進協議会	任意の協議会	国に対する要望活動、集客・利用促 進事業等	京都府、大阪府、京都市、大阪 市、堺市他82団体(民間含む)

名古屋都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	名古屋市消防局	名古屋市の機関	名古屋市域の消防事務	—
	海部南部消防組合等	一部事務組合	名古屋市周辺市町村は、必要に応じて、消防事務を広域で処理	各一部事務組合による
	中部九県一市災害応援協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
インフラ	愛知県企業庁水道部	愛知県の内部組織	県内市町村のうち名古屋市、清須市(一部)、あま市(一部)、大治町及び三河山間地域を除く地域へ水道用水を供給	—
	名古屋港管理組合	一部事務組合	名古屋港の修築及び管理運営	愛知県、名古屋市
分野横断・その他	衣浦東部広域行政圏協議会	協議会	図書相互貸出し、消防の広域化、地方分権の研究等	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
	名古屋市近接市町村長懇談会	任意の首長会議	分野横断的に意見交換	名古屋市他31市町村
	中部国際空港利用促進協議会	任意の協議会	中部国際空港の利用促進のための観光情報発信等	愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、民間企業等

都市圏域に関する分析例(東京自治制度懇談会(東京都))

- 大都市の範囲や特質について、人口密度、昼間人口密度、昼間人口割合、DID(人口集中地区)、商業地の地価等により分析すると、次のとおり区分して考えることができる。
 - ・Aライン(生活圈・経済圏) 通勤、通学の範囲を包含している圏域
 - ・Bライン(高度集積連たん区域) 昼夜間人口や企業の集積が高く、市街地が連たんしている圏域
 - ・Cライン(業務機能特化区域) 夜間人口よりも昼間人口が増え、特に企業が高度に集積している圏域
 - ・Dライン(コア) 昼間人口や企業の集積が突出して高くなる一方で、夜間人口が減少する圏域
- 総合的・一体的な大都市経営が必要な範囲は、Bライン(高度集積連たん区域)の範囲全体と捉えることができる。

この報告書では、Aラインにおける行政需要のイメージとして、都市・郊外間交通整備、防災対策等が挙げられているが、都市圏域におけるこのような行政サービスの提供・調整をどのように行っていくことが考えられるか。

	各地域を象徴する指標						各地域の特質			イメージ	
	昼間人口割合	昼間人口密度	人口密度	DID*	地価(商業地)	固定資産税(償却) 法人住民税	地域の特性	行政需要のイメージ	税収のイメージ		
	A	100%※	4千人※	4千人※	概ね連たん	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●都心への通勤圏を包含 ●住機能・自然環境機能を担う 	<ul style="list-style-type: none"> ●農林水産対策 ●都市・郊外間交通整備 ●防犯・防災対策 ●不法投棄対策 	●個人住民税の税収の割合が高い	生活圈・経済圏
	B	130~140%※	1万人超	8千人超	連たん	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅密集地域を包含 ●都心通勤者が多い ●業務機能・住機能を担う 	<ul style="list-style-type: none"> ●住居・夜間人口対策 ●地下鉄(都市内交通〔放射状〕) ●防犯・都市防災対策 ●生活系ごみ対策 	●法人関係税の税収が多い ●固定資産税の税収が多い	高度集積連たん区域
	C	150%超	2万人超			突出して高い	—	<ul style="list-style-type: none"> ●巨大都市ではコアを包含 ●昼間流入人口が極端に多い ●業務機能が集中・集積 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業集中—インフラ整備 ●地下鉄(都市内交通〔ネットワーク〕) ●テロ・都市防災対策 ●ヒートアイランド対策 		●法人関係税の税収が極端に多い ●固定資産税の税収が極端に多い
	D	500%超	6万人超	3~7千人	突出して多い	突出して多い	<ul style="list-style-type: none"> ●巨大都市のコア ●昼間流入人口が極端に多く人口密度が周辺地域に比べて低い ●業務機能が特に集中・集積 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業集中—インフラ整備 ●地下鉄整備 ●テロ・都市防災対策 ●ヒートアイランド対策 	コア		

※は、中心部からの総計値

*DID (Densely Inhabited District: 人口密度が4,000人/km以上の基本単位区が互いに隣接している地域等)

都市圏域に関する分析例(東京自治制度懇談会(東京都))

三つの都市におけるA～Dライン

	東京圏	大阪圏	札幌市
A	都県境を越え横浜市、千葉市等周辺の都市も包含 (40 km)	府県境を越え他県地域を包含 (30 km)	市域とほぼ一致 (20 km)
B	23区及び一部周辺市 (15 km)	ほぼ大阪市の市域 (10 km)	中央区付近 (3 km)
C	ほぼ都心8区 (7 km)	ほぼ都心6行政区 (5 km)	
D	ほぼ都心3区 (3 km)	中央区 (1.5 km)	—

() は、中心からのおおよその距離

「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、**圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。**

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



中心市

- 人口5万人程度以上(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定

周辺市町村



- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

③定住自立圏共生ビジョン

①周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。

②中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。

(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成 等

③圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

※平成24年4月19日現在、77団体が中心市宣言済み、65圏域(延べ293団体)で協定締結(方針策定)、64団体が共生ビジョン策定済み。

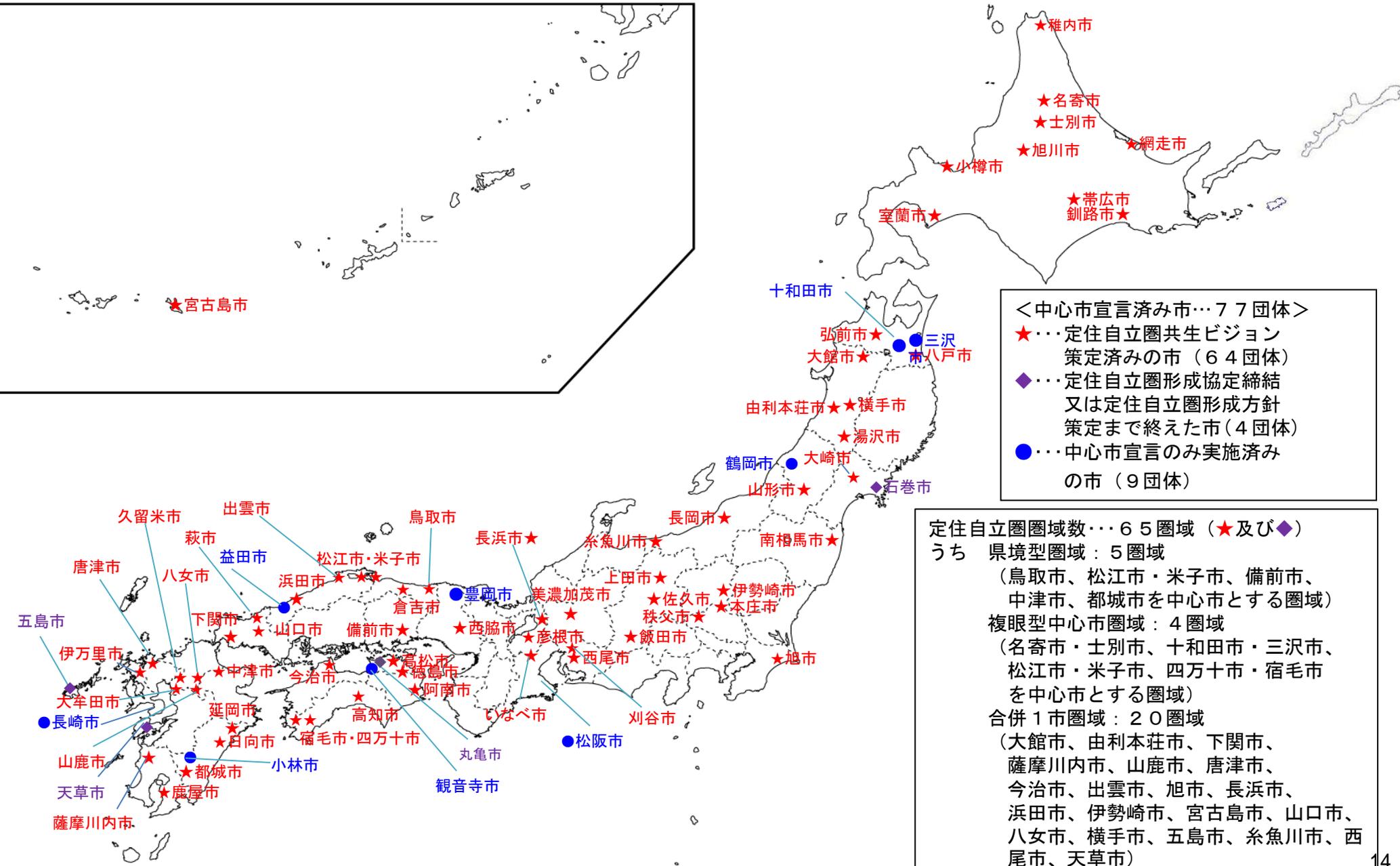
※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
 - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
 - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)
- 関係府省
 - ・事業の優先採択

定住自立圏の取組状況(平成24年4月19日現在)



<中心市宣言済み市…77団体>
 ★…定住自立圏共生ビジョン
 策定済みの市(64団体)
 ◆…定住自立圏形成協定締結
 又は定住自立圏形成方針
 策定まで終えた市(4団体)
 ●…中心市宣言のみ実施済み
 の市(9団体)

定住自立圏圏域数…65圏域(★及び◆)
 うち 県境型圏域: 5圏域
 (鳥取市、松江市・米子市、備前市、
 中津市、都城市を中心市とする圏域)
 複眼型中心市圏域: 4圏域
 (名寄市・士別市、十和田市・三沢市、
 松江市・米子市、四万十市・宿毛市
 を中心市とする圏域)
 合併1市圏域: 20圏域
 (大館市、由利本荘市、下関市、
 薩摩川内市、山鹿市、唐津市、
 今治市、出雲市、旭市、長浜市、
 浜田市、伊勢崎市、宮古島市、山口市、
 八女市、横手市、五島市、糸魚川市、西
 尾市、天草市)

定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏65圏域（平成24年4月19日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
65圏域
医師派遣、適正受診の啓発、休日
夜間診療所の運営等

福祉
45圏域
介護、高齢者福祉、子育て、障
がい者等の支援

教育
52圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポー
ツ交流、公共施設相互利用等

産業振興
58圏域
広域観光ルートの設定、農産物のブ
ランド化、企業誘致等

環境
20圏域
低炭素社会形成促進、バイオマス
の利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
58圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
31圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
34圏域
生活道路の整備等

地産地消
34圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
46圏域
共同空き家バンク、圏域内イベン
ト情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
52圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
20圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

<二重行政関係> 国と地方の役割分担のメルクマール (地方分権改革推進委員会第1次勧告)

地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月30日）において、「上記原則（※国と地方の役割分担の原則 ①国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等の本来果たすべき役割を重点的に担う。②住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担う。）を、現在国が担っている具体の事務・権限にあてはめ、地方自治体への移譲を検討する際には、いわゆる「国と地方の二重行政」の排除という観点が必要である。これを踏まえれば、国と地方の役割分担について、次のような具体的なメルクマールが考えられる。」として、以下の分類を提示。

分類	概要	例	解消の方向性
①重複型	事務・権限が法令上一つの主体に専属しておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など	地方に一元化して実施することを基本として、新たな「区分け」の線引きを行う。
②分担型	法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督など	地方に事務・権限を移譲することを基本として、現行の「区分け」の線引きを見直す。
③重層型	国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するもの	介護保険、義務教育など	法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しを行う。
④関与型	地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているもの	地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など	原則廃止することを基本として、法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しを行う。
⑤国専担型	現在は主に国のみでその事務を行っているもの	民間に対する許認可・監督や、登記など	我が国の社会経済情勢の変化を十分に踏まえた見直しを行い、地方自治体の自主性及び自立性の発揮、地方自治体による総合行政の確立、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化といった観点に資するものについては、事務・権限の地方への移譲や廃止等を行う。

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

- ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。
 - ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの
 - ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの
 - ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの
- ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないか。

分類	概要	具体例（指定都市と道府県に係るもの等）
①重複型 ※任意事務に多い		
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備 ・図書館・博物館の整備 ・体育館・プールの整備
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	助成等
		制度づくり等
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興 ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画
※以下、法定事務に多い		
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市） ・一級河川（指定区間）・二級河川の管理（一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県） ・県費負担教職員（給与負担・定数決定等（道府県）と任免・給与決定等（指定都市）） ・病院の開設許可（道府県）と診療所・薬局の開設許可（保健所設置市）
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による農地転用許可（4ha以下）に係る市農業委員会（申請を受理し、意見付して送付）と道府県農業会議（知事が意見を聴取）の事務 ・指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可

「二重行政」についての分析の例①(大阪府市統合本部)

大阪府市統合本部では、「府市の行う全事業を3つの項目に分類し、広域行政・二重行政の仕分けや一元化について6月を目途に方向性を出せるよう検討」するとして、以下の項目に関する検討状況を提示（平成24年5月24日）。

項目	対象		分類
A項目 【経営形態の見直し】	地下鉄、バス、病院、市場		公営企業
	水道、一般廃棄物、消防、港湾、下水道		法定事務
	大学、公営住宅、文化施設		任意事務
B項目 【類似・重複している行政サービス】	大阪府	大阪市	任意事務
	<出資法人> 中小企業信用保証協会 (公財)大阪府国際交流財団 等 <公設試験施設> (地独)大阪府立産業技術総合研究所 大阪府立公衆衛生研究所 <集客施設(公の施設等)> 府立中央図書館 大阪国際会議場 等 <その他の施設(公の施設等)> こども青少年施設 大阪府立障がい者交流促進センター等	<出資法人> 信用保証協会 (公財)大阪国際交流センター 等 <公設試験施設> (地独)大阪市立工業研究所 大阪市立環境科学研究所 <集客施設(公の施設等)> 市立中央図書館 インテックス大阪 等 <その他の施設(公の施設等)> こども青少年施設 大阪市障害者スポーツセンター 等	
	大阪府犬管理指導所 等	大阪市動物管理センター 等	法定事務
その他	A項目及びB項目以外の事務事業の政策統合、類型化、見直し 等 (府市共同による業務改善や出先事務所の統合等を含む)		

「二重行政」についての分析の例② （財）日本都市センター

（財）日本都市センターが設置した大都市制度等調査研究委員会において、指定都市事務局に設置された「大都市制度研究委員会」の幹事（地方分権担当課長・課長級の職員により構成）に対して、「二重行政」概念の認識状況や具体的な事例についてアンケート調査を実施（平成13年）し、その結果をもとに、「二重行政」を大きく以下の6種類に分類。

<p>①行政サービス 重複提供型 → 同一目的の公共施設を指定都市と道府県がともに整備する等、指定都市と道府県が同一行政サービスを重複して提供しているもの</p>	<p>（例：私立幼稚園助成等）</p>
<p>②同一行政事務 事務・権限留保型 → 同一行政事務において、指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれているもの</p>	<p>（例：都市計画決定、一級・二級河川の管理等）</p>
<p>③同一行政事務 重複手続型 → 同一行政事務において、道府県知事を一旦経由し、所管省庁大臣の意見の提出等が求められるものや、既に指定都市において実質的な審議等を行っているにもかかわらず、道府県知事への手続が必要とされるもの</p>	<p>（例：農地の転用許可、適正計量管理事業所の指定に係る経由等）</p>
<p>④類似行政分野 事務・権限留保型 → 類似した行政分野において、指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれているもの</p>	<p>（例：病院及び薬局の開設・変更許可等）</p>
<p>⑤類似行政分野 重複手続型 → 類似性の高い行政活動が、多数の個々のタテワリの法令にまたがっているため、関係機関との調整に労力を要するもの</p>	<p>（例：都市景観整備等を阻害する関係法令の見直し）</p>
<p>⑥行政サービス要件・基準拘束型 → 指定都市の地域各々の実態に見合わない基準が設けられているものや、指定都市に十分に処理能力があるが、国・道府県が勧告、要求、指示等を行っているもの</p>	<p>（例：教科書採択に関する道府県教育委員会による指導・助言等）</p>

<住民自治・区関係> 特別区及び指定都市の行政区の人口・面積の状況

都市名	全域の人口等			区の人口(人)			区の面積(km ²)			区の人口密度(人/km ²)		
	人口(人)	面積(km ²)	区の数	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小
札幌市	1,913,545	1121.1	10	278,781 (北区)	191,355	116,619 (清田区)	657.2 (南区)	112.1	24.4 (厚別区)	5,907 (白石区)	1,707	223 (南区)
仙台市	1,045,986	783.5	5	291,436 (青葉区)	209,197	132,306 (若林区)	302.3 (青葉区)	156.7	48.4 (若林区)	3,278 (宮城野区)	1,335	964 (青葉区)
さいたま市	1,222,434	217.5	10	174,988 (南区)	122,243	84,029 (西区)	49.2 (岩槻区)	21.7	8.4 (中央区)	12,598 (南区)	5,621	2,264 (岩槻区)
千葉市	961,749	272.1	6	199,364 (中央区)	160,292	121,921 (緑区)	84.2 (若葉区)	45.3	21.2 (美浜区)	7,424 (稲毛区)	3,535	1,800 (若葉区)
特別区	8,945,695	621.8	23	877,138 (世田谷区)	388,943	47,115 (千代田区)	59.5 (大田区)	26.8	10.1 (台東区)	21,882 (豊島区)	14,386	4,048 (千代田区)
横浜市	3,688,773	437.4	18	329,471 (港北区)	204,932	94,867 (西区)	35.8 (戸塚区)	24.3	7.0 (西区)	15,482 (南区)	8,434	6,623 (泉区)
川崎市	1,425,512	142.7	7	233,925 (中原区)	203,645	154,212 (幸区)	39.2 (川崎区)	20.4	10.1 (幸区)	15,913 (中原区)	9,990	5,543 (川崎区)
相模原市	717,544	328.8	3	274,364 (南区)	239,181	176,192 (緑区)	253.8 (緑区)	109.6	36.8 (中央区)	7,249 (中央区)	2,182	694 (緑区)
新潟市	811,901	726.1	8	180,537 (中央区)	101,488	46,949 (南区)	176.5 (西蒲区)	90.8	37.4 (中央区)	4,825 (中央区)	1,118	344 (西蒲区)
静岡市	716,197	1411.9	3	255,375 (葵区)	238,732	213,059 (駿河区)	1073.4 (葵区)	470.6	72.9 (駿河区)	2,923 (駿河区)	507	238 (葵区)
浜松市	800,866	1558.0	7	238,477 (中区)	114,409	33,957 (天竜区)	944.0 (天竜区)	222.6	44.2 (中区)	5,392 (中区)	514	36 (天竜区)

※人口・面積は平成22年国勢調査の値である。

※区の人口密度欄の平均は市全域の平均値であり、その他欄の平均は各区の値の平均値である。

都市名	全域の人口等			区の人口(人)			区の面積(km ²)			区の人口密度(人/km ²)		
	人口(人)	面積(km ²)	区の数	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小
名古屋市	2,263,894	326.4	16	229,592 (緑区)	141,493	64,719 (熱田区)	45.7 (港区)	20.4	7.7 (東区)	9,647 (昭和区)	6,935	3,266 (港区)
京都市	1,474,015	827.9	11	284,085 (伏見区)	134,001	40,528 (東山区)	292.0 (右京区)	75.3	6.8 (下京区)	14,269 (中京区)	1,780	684 (左京区)
大阪市	2,665,314	222.5	24	200,005 (平野区)	111,055	61,745 (浪速区)	20.8 (住之江区)	9.3	4.4 (浪速区)	19,695 (城東区)	11,981	3,996 (此花区)
堺市	841,966	150.0	7	156,561 (北区)	120,281	39,280 (美原区)	40.4 (南区)	21.4	10.5 (東区)	10,049 (北区)	5,614	2,967 (美原区)
神戸市	1,544,200	552.7	9	249,298 (西区)	171,578	101,624 (長田区)	240.7 (北区)	61.4	11.5 (長田区)	8,868 (長田区)	2,794	942 (北区)
岡山市	709,584	789.9	4	302,685 (北区)	177,396	96,948 (東区)	450.8 (北区)	197.5	51.3 (中区)	2,773 (中区)	898	604 (東区)
広島市	1,173,843	905.4	8	233,733 (安佐南区)	146,730	78,789 (安芸区)	353.4 (安佐北区)	113.2	15.3 (中区)	8,506 (中区)	1,297	424 (安佐北区)
北九州市	976,846	487.9	7	257,097 (八幡西区)	139,549	61,583 (戸畑区)	170.9 (小倉南区)	69.7	16.7 (戸畑区)	4,632 (小倉北区)	2,002	1,247 (若松区)
福岡市	1,463,743	341.3	7	292,199 (東区)	209,106	128,659 (城南区)	95.9 (早良区)	48.8	15.2 (中央区)	11,770 (中央区)	4,289	2,206 (早良区)

※人口・面積は平成22年国勢調査の値である。

※区の人口密度欄の平均は市全域の平均値であり、その他欄の平均は各区の値の平均値である。